概要

投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易

1　日本国内の企業に対して次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならず、かつ、該当する場合には、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。

(a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービス及び船員職業紹介サービスを含む。）

(b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。）

2　職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。

四

分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要

回収代行のサービス

ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業、金融附帯業

ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業

市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）

中央政府

債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条

投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易

1　法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令に基づく弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人でなければならず、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。

2　いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。

五

分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要

建設業

ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業

ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。）

ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業

市場アクセス（第八・十五条）

中央政府

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章

国境を越えるサービスの貿易

1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

六

分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要

流通サービス

アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス

ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業

ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業

市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）

中央政府

酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで

投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易

酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、これらの小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（酒税法第十条第十一号）。

七

分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要

教育及び学習支援業

高等教育サービス

ＪＳＩＣ　八一六　高等教育機関

市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）

中央政府

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条

投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易

1　日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。

2　「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。

3　「学校法人」とは、日本国の法令に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

八

分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要

金融サービス

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。）

ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業

内国民待遇（第八・八条）

中央政府

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条

投資の自由化

預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。

九

分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要

金融サービス

保険及び保険関連のサービス

ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業

ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業

市場アクセス（第八・十五条）

中央政府

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六

国境を越えるサービスの貿易

次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a)　日本国内で運送される物品

(b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

十

分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置

熱供給業

ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業

内国民待遇（第八・八条）

中央政府

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）

注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条